

# 令和7年度事業計画

釧路水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
  - (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
  - (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
  - (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
- その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

## 1. 重点事業

- (1) 4月上旬から一級水先人養成課程へ1名が入学予定である。基本的にはこれまと同じく水先人2名体制での業務となる。効率的に利用者のニーズに応え得る水先業務の遂行に努める。
- (2) 釧路港の新年度クルーズ客船入港が4月から計11隻14回が予定されている。このことから、当会は客船毎に関係行政機関、関係船社等と充分な打ち合わせを行い円滑な運航に対応することとする。
- (3) 引き続き利用者の信頼に応え得る水先業務の遂行に努める。

## 2. 各事業

令和7年度は、次の具体的事業を行う。

### (1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
- ・品質向上に関する対応
- ・利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理体制の整備

- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の適確な実施
- ・上記事務を行うための引受事務要領の整備
- ・会員のための水先料收受・払出し事務の適確な実施

(3) その他の事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・釧路港港湾関係団体の会議への参加。
- ・日本水先人会連合会総会、北海道水先人会連合会総会への参加。

以上